

自殺対策基本法

我が国における年間自殺者数は、1998（平成10）年に3万人に達して以来、14年連続して3万人を超える状況となっています。2012（平成24年）の状況を見ると、自殺者数は27、858人で、性別では男性が19、273人で全体の69・2%を占めています。年齢別では、「60代」が全体の17・9%を占め、次いで「50代」、「40代」、「30代」の順になっています。（警察庁統計）

このような状況の背景には、様々な社会的要因が関係していることから、2006（平成18）年6月に「自殺対策基本法」が公布され、自殺防止の対策が社会的な取り組みとして行われることになりました。

＜自殺防止対策法の概要＞

○目的

自殺対策を総合的に推進して、「自殺の防止」、「自死者の親族等に対する支援の充実」を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

○基本理念

(1) 自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施されな

ければならない。

(2) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

(3) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

(4) 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

この法の成立により、自殺の悲劇を防ぐために、政府と民間団体が協力し、地方自治体、関係省庁が一体となってこの問題に取り組んでいくことになりました。

（鳥取県では、昨年7月19日から、遺族の心情に配慮し、「自殺」から「自死」への変更を決めました。）

1月24日（金）の第7回人権セミナーでは、自死遺族の桑原正好さんに講演をしていただきます。

たくさんの方々の参加をお待ちしています。

大山町みんなの人権セミナー

日 時	場 所	内 容
7 1月24日（金） 14：00～	役 場 大山支所	「分かち合い～自ら逝った人の尊厳と自死遺族の人権のために」 講師 桑原正好さん（しまね分かち合いの会・虹 代表）
		☆講演内容 「分かち合いのつどい」を通し、繋がり支えあうことで、故人の「死」を活かしてほしいという活動へ変化していきました。「自死」という言葉のもつ意味も、遺族が集結し声を上げたからこそ理解してもらえ社会へと大きく変わりつつあります。 ※自死とは・・・自殺。意思的な死を非道徳的・反社会的行為と責めないでいう語。

※日程、内容などは講師の都合により変更することがあります。

- ① 託児（対象は小学校入学までのお子さん）を希望される場合は、**開催日の4日前まで**にお子さんのお名前・年齢を添えて、人権推進課に申し込んでください。
- ② 手話通訳を希望される場合は、**開催日の14日前まで**に人権推進課に申し込んでください。
- ③ この講座は、とっとり県民カレッジの連携講座です。

申込み先 大山町人権推進課（人権交流センター内）
☎0859-54-2286 / FAX 0859-54-2413

【主催】大山町、大山町教育委員会、
大山町人権・同和教育推進協議会